

令和6年度エコタイヤ等導入促進事業助成金交付要綱

令和6年4月1日制定

一般社団法人 兵庫県トラック協会

第1条(事業趣旨)

一般社団法人兵庫県トラック協会(以下「兵ト協」という。)は、兵ト協会員に対し、省エネ対策及び環境対策の一環として燃費向上によるCO2の排出削減を図る「エコタイヤ(低燃費)」及び省資源に貢献する「ロングライフタイヤ(低摩耗)」「リトレッドタイヤ(更生・再生)」を購入した費用の一部を助成する。

第2条(助成対象及び対象商品)

令和6年度(申請日まで)に支払いを完了し、かつ兵庫県に使用の本拠地を置く事業用自動車に装着する以下の対象商品(エコタイヤ、ロングライフタイヤ、及びリトレッドタイヤ)とする。

なお、リース及び賃貸契約等の場合は、助成対象とならない。

(1)エコタイヤ等助成対象商品一覧(別紙)に記載のあるもの

(2)リトレッドタイヤ

(3)第1号及び2号以外の商品で、メーカーの説明資料により低燃費性能向上・耐摩耗性能向上の記載がある商品は、別途対象とする。

第3条(助成金額及び上限額)

助成交付額は、会員が購入した対象タイヤ1本あたり1,500円を助成する。ただし、1会員の申請は、30本(45,000円)を限度とする。

第4条(助成金交付申請)

会員は、様式1「エコタイヤ等導入促進事業助成金交付申請書」により、兵ト協会長に対して助成金交付申請を行う。

なお、交付申請書には、以下の書類を添付しなければならない。

(1)領収書の写し

なお、新車購入(初度登録)時に装着した場合は、車両販売請求書及び仕様明細書等に対象のタイヤ購入の記載があるものを添付する。

※振込及び手形(自振手形に限る)による購入の場合、決済完了後に口座から引き落とされた証明(当座勘定照合等)を添付すること。

(2)請求書(請求明細書)の写し

品名・型式、及び単価、本数、販売日の記載があるものを添付すること。なお、記載項目に不足がある場合は、納品書等で補足すること。

※他の請求(作業料等)と合算で支払った場合は、支払額に含まれる請求書(写し)を全て添付すること。

第5条(助成金交付申請期間)

前条の交付申請の受付は令和6年4月1日から令和7年3月7日までとする。ただし、助成対象期間内であっても助成金交付予算額に達した時点で受付を終了する。

第6条(タイヤの処分制限)

事業者は、交付対象のタイヤを導入した日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、廃棄、貸付、又は担保してはならない。ただし、消耗による廃棄及び事前に協会の承認を得た場合は、この限りではない。

第7条(報告)

兵ト協は、本制度を利用した会員に対し、必要に応じ事業に関する報告、調査等を行うことが出来るものとする。

附 則

本要綱は、令和6年4月1日より適用する。